



TOKYO PRINTING  
POLITICAL UNION

# 東京都印刷産業政治連盟ニュース



Vol. 70

JULY 2014

東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興・発展と社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

## 平成26年度通常総会を開催 – 森永伸博氏を会長に再任 –

### 平成25年度事業・決算報告、平成26・27年度役員選任、平成26年度事業計画・収支予算案を承認

東京都印刷産業政治連盟（東政連、森永伸博会長）は、6月9日（月）、ハイアットリージェンシー東京で平成26年度通常総会を開催し、平成25年度事業・決算報告、平成26・27年度役員選任、平成26年度事業計画・収支予算案の上程議案すべてを承認した。任期満了による役員選任では、会長に森永氏が再任された。森永会長は、「この2年間、業界団体では対応できない課題には政治力による解決が必要との東政連の意義と使命において、色々と取り組んできた。前年度、政界情勢の変化を機に東京都印刷産業議員連盟（議員連盟）の組織を拡大し、政策要望の実現に向け議員連盟議員と濃密な連携を図りながら活動展開し、その結実へ大きく踏み出した所である。新たな役員体制で、印刷・関連産業の振興と発展に努めたい」と所信表明した。



議事は小川雅資常任幹事の司会で進行し、審議は森田茂副幹事長を議長に選任して行った。

#### 【第1号議案】平成25年度事業報告及び決算報告承認の件

事業報告については、野上光之副会長が次のとおり説明した。

「東京都に対する政策要望については、都議会自由民主党、公明党、民主党3党それぞれと、議員連盟議員を中心に会合の場を持ち、印刷産業振興対策の充実、東京都発注印刷物の入札方法の改善、また災害時のBCP（事業継続計画）策定や環境対策等業界を取り巻く諸問題の解決への支援など、都政への要望反映を訴えた。

また、国政についても、自由民主党東京都支部連

合会と会合を持ち、中小企業の経営基盤の強化、設備投資の促進に向けた融資・税制措置の拡充、官公需問題への対策、また2020オリンピック・パラリンピック開催をも一つの契機に、社会的に広く求められるメディア・ユニバーサルデザイン（MUD）の普及などについて、要望の吸い上げと反映を求めた（それら要望事項と東京都・国からの回答については、4～10頁に掲載）。

東政連の進展的な活動展開として、都政への要望に関しては3党との具体的な意見交換の場を持つことで、その結果において要望事項によって漸次好感触を得られ、それを形として成果に結び付けるべく、年度を跨いで都議会自由民主党と重点事項に焦点を当てたさらなる話し合いを持つに至った（11頁に掲載）。これにより、中小企業に対する助成措置、融資制度、東京都発注印刷物の入札方法について、東京都原局からの説明と共に要望実現に向けた意見調整を行うこととなった。

また、国政に関しては、税制面の要望の中で、『中小企業投資促進税制の拡充・延長』、『中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長』が、平成26年度税制改正に盛り込まれる形で反映された。」

引き続き決算報告については真山明夫会計幹事が次のとおり説明し、木植信明監査が監査報告した。

「収支総額全体では、平成25年度は『明日の印刷産業と都政を考える会』を行うことで、約190万円支出が収入を上回る、前期繰越金充当の予算を組んだが、決算では支出突出幅を約70万円圧縮した結果になった。これは、『明日の印刷産業と都政を考える会』の参加申し込みと実際の参加人数のバランスや全般的な費用抑制の努力によるものである。」

#### 【第2号議案】平成26・27年度役員選任の件

指名人の任を受けた松村寿夫氏より、東政連の活動は発展的に転換が図られており、引き続き、基本的に現行役員体制で活動していくことが最適の選択とする提案が出され、これを承認した（役員一覧は12頁に掲載）。

平成26年度通常総会を開催

平成25年度事業・決算報告、平成26・27年度役員選任、平成26年度事業計画・収支予算案を承認

【第3号議案】平成26年度事業計画（案）及び収支予算（案）承認の件

事業計画案については、森永会長が以下説明した。  
「平成26年度についても、中小企業の実質的な景気浮揚に向け、経済活性化への施策を訴えていく。また東政連が印刷・関連産業の振興・発展という活動を行っていく組織として、業界に関わる政策に具体的な提案を持って成果に結びつけていく。それには、要望事項について行政へ理解と実現を求める一方で、当業界が要望事項に関わる認識を深めた上で

的確な施策を打ち出すことも必要であり、要望事項に関する東京都・東政連双方の理解の深化により、課題解決に向けて踏み込んでいく。

また、広く会員から要望を吸い上げ、それを政策的提案として取り纏め、議員連盟議員とのパイプを強化して実現に結びつけていく。業界全体の政治力を結集させるために会員の加入増強も併せて事業計画に掲げた。」

収支予算案については、丸山啓一会計幹事が上記事業計画に沿って算出計上した旨説明した。

【平成26年度事業計画】

<p>1. 東京都政への要望事項について具現化の推進</p> <p>(1) 印刷産業振興に対する支援</p> <p>(2) 災害対応力の強化に対する支援</p> <p>(3) 雇用対策に対する支援</p> <p>(4) メディア・ユニバーサルデザインの採用・普及</p> <p>(5) 環境対策の推進に対する支援</p> <p>(6) 東京都発注印刷物の入札方法の改善</p>	<p>2. 東京都印刷産業議員連盟所属議員との連携強化</p> <p>(1) 中小印刷産業関連団体が求める都政への要望に対する協力体制の深化</p> <p>(2) 東京都印刷産業政治連盟会員全体での組織的交流</p> <p>3. 機関紙「東政連ニュース」の発行</p> <p>4. 加入増強運動の実施</p> <p>5. 東京都印刷産業政治連盟設立30周年記念行事の開催</p> <p>6. ホームページの作成</p> <p>7. その他必要な事項</p>
--	--

【平成26年度収支予算】

1. 収入の部

科目	金額（円）	備考
機関紙購読料	2,102,400	3,600円×584口
機関紙発行事業収入	100,000	東政連ニュース、ホームページバナー広告
預金利子	1,000	
設立30周年記念行事収入	1,440,000	9,000円×160枚
前期繰越金	4,366,606	
合計	8,010,006	

2. 支出の部

科目	金額（円）	備考
経常経費		
人件費	204,000	各団体事務委託費 3,600円×569口×10%
事務所費	973,000	ホームページ作成・運用費、電話代、コピー代、家賃等
小計	1,177,000	
政治活動費		
行事費	477,000	総会費
組織対策費	186,000	諸会議開催費
交際費	240,000	各種パーティ券購入費等
機関紙発行費	600,000	印刷代、送料
調査研究費	24,000	東京都各種団体協議会会費等
設立30周年記念行事費	1,240,000	会場・設備費 58,000円、飲食費 882,000円 感謝状・記念品代 113,000円、その他諸経費 187,000円
予備費	4,066,006	
小計	6,833,006	
合計	8,010,006	

東京都印刷産業政治連盟設立30周年記念行事を開催  
組織を結束して、印刷・関連産業のさらなる発展に向け決意も新たに

東政連設立 30 周年記念行事を、6 月 9 日（月）、ハイアットリージェンシー東京で平成 26 年度通常総会に引き続き執り行った。

式典では、東政連の存在と役割を改めて認識し、決意も新たに印刷・関連産業の振興・発展と社会的地位の向上を誓った。また、式典後の記念パーティでは、東政連会員、印刷関連 6 団体の組合員・会員、議員連盟議員総勢約 120 名が参加して、今後の業界発展に向け交流を行った。

式典には、会員はじめ、来賓の印刷関連団体の代表役員と議員連盟議員と合わせて約 50 名が出席した。小川常任幹事の司会により開会し、森永会長が主催者を代表して次のとおり挨拶した。

「東政連は昭和 58 年に印刷・関連産業の振興・発展と社会的地位向上を目的に設立された。30 年間に於ける諸先輩の方々の並々ならぬご尽力に対して、敬意を表する。この 10 年間に目を向ければ、東京都発注印刷物の入札において、不適当な廉価落札への防止策として印刷物を物品購入から請負契約へと、移行を実現させるなど様々な成果を上げてきた。その活動の中心的な役割を果たしてきた会長、幹事長に、会員の皆様と共に改めて感謝の意を表したい。」

続いて、この 10 年間、東政連の運営・活動に貢献した、木元武一元会長、荒川龍治前会長、瀬田安弘元幹事長、伊藤幸次前幹事長の 4 氏に対してその功績を称え、当日出席した伊藤氏に感謝状と記念品を贈呈した。



これに対し、伊藤氏が幹事長当時を振り返りながら、次のとおり謝辞を述べた。

「思い起こせば様々な活動を展開してきた。森永会長の体制にバトンタッチしてから時が経っていないが、時代の流れを感じる。会員、議員連盟議員の方々の努力で東政連を盛り上げてきたので、今後も連携して役目を果たしていくことを祈念する。」



記念パーティは、斉藤成副幹事長の司会により開会。森永会長の挨拶に続いて列席した来賓を紹介し、印刷関連団体を代表して島村博之東印工組理事長、議員連盟議員からは 3 党それぞれを代表して、自由民主党政務調査会長・宇田川聡史都議、公明党政務調査会長・長橋桂一都議、民主党幹事長・石毛しげる都議より祝辞が贈られた。

その中で島村氏が次のとおり述べた。

「東政連は、都議との連携を深めながら、印刷・関連産業界と都政のパイプ役との活動をしてきた。ただ業界の意向を都政に反映させていくには、東政連の組織力をさらに高め、都議との関係を深めていくことが必要である。

当業界においては、印刷関連各団体が明るい未来を持ち将来展望を出しているが、行政の認識は必ずしもそうではない。業界の実情を行政に伝え、課題解決していくには、東政連の活動が不可欠であり、都議、国会議員の方々の力添えが必要である。今後、組織力を上げて、活動を盛り上げていくことを期待したい。」



続いての交流の開宴では、鈴木博常任幹事の発声により、東政連と共に、印刷・関連業界、議員連盟議員各位の隆盛を祈念して乾杯した。

## 平成26年度国家予算・税制改正等に関する要望について回答が示される①

### 1. 国家予算・税制改正等に関する要望と回答

#### (1) 労働安全衛生対策の推進

印刷工程での使用資材に含まれる化学物質は、生産活動において人の健康に影響を及ぼすことがあり、印刷産業界では業界を挙げて防止対策に取り組んでいる。労働安全衛生の保全・強化に向け環境リスク低減の推進、そして未然防止策として次の措置を取られたい。

①法規上の義務に拘らず科学的な安全性の確保のために、作業環境測定に対して助成措置を設けること。

②資材製品に含まれる化学物質について、メーカー側が分かり易く的確な情報を開示し、また、より有害性の低い製品を提供するよう、化学関係業界への指導の徹底を図ること。

#### <回答>

①労働安全衛生法に基づく作業環境測定については、事業者が義務として課されたものであり、助成措置の導入は困難であるが、職場における化学物質対策としては、事業者からの相談を受け付ける相談窓口の設置等の支援を実施することとしているところである。

なお、作業環境測定に関する事業者負担の軽減の観点からは、一定の有機溶剤については、技術の進歩を受けて、よりコストのかからない検知管による簡易な測定方法の安全性が確認されたことから、当該手法の導入等についても認めているところであり、今後とも科学的な安全性の確保と事業者負担の低減の両立に努めてまいりたい（厚生労働省）。

印刷工程における作業環境測定については、労働安全衛生法等において、6ヵ月以内ごとに1回、定期的に有機溶剤の濃度の測定が義務づけられている。

一般社団法人日本印刷産業連合会が設置する労働安全衛生協議会において、揮発性有機化合物（VOC）の発生プロセスの解明と測定・評価方法の確立のため、印刷事業場におけるVOC測定を今年度実施したところ。今後、測定結果を基に簡易測定方法や評価基準を確立し、運用ガイドライン等を作成する予定。

こうした業界における自主的な検討の結果等を踏まえ適切に対応してまいりたい（経済産業省）。

②化学物質の危険有害性に関するメーカー側からの情報開示について、労働安全衛生法令では、学会等で一定の危険・有害性が確認された化学物質につ

いて、化学物質の危険・有害性や取扱上の注意事項等を記載した安全データシート（SDS）の交付を義務付けているほか、他の危険・有害性がある化学物質についてもSDSの交付を努力義務としており、平成25年度を初年度とする第12次労働災害防止計画においても、SDSの交付促進を図ることとし、化学メーカー等の関係業界団体への指導等に努めているところである。

また、より有害性の低い製品への代替化を含む有害な化学物質のばく露防止の措置についても指導を実施しているところであり、こうした取り組みを通じ、引き続き化学物質による健康障害の防止に努めてまいりたい（厚生労働省）。

#### (2) 2020年東京オリンピック・パラリンピックに関連する印刷需要の分離・分割発注

2020年のオリンピック・パラリンピックに向けて、今後、印刷需要が盛り上がることが予想されるが、大手広告代理店等への一括発注は行わず、印刷物は印刷企業に発注されたい。適正な分離・分割発注を行い、中小印刷企業の受注機会の確保に努められたい。

また、より良い環境づくりに向け、印刷物にはメディア・ユニバーサルデザイン（MUD）を採り入れると共に、環境への配慮を重視されたい。

#### <回答>

2020年のオリンピック・パラリンピックに向けて、大会組織委員会が行う大会準備・開催に必要な印刷物の調達方法については、今後、大会組織委員会において検討されていく予定である。

また、パラリンピック開催を契機として、施設のバリアフリーなどハード面のみならず、様々な観点から、ユニバーサルデザインに配慮することは大変重要なことであると考えている。印刷物に関して、ユニバーサルデザイン及び環境への配慮を含め、頂いたご要望については、大会組織委員会へもお伝えしたい（文部科学省）。

#### (3) 官公需における競り下げ方式の導入への反対

国が試行した「競り下げ方式」（リバースオークション）は、平成25年5月に内閣官房行政改革推進本部事務局より「競り下げ試行の検証結果の概要」が公表され、そこでは、「調達方策としての競り下げについては、今後、各府省庁において個別案件の状況に応じて実施の適否を判断することが適切と考えられる」とされ、今後も府省庁ごとに継続されることと

## 平成26年度国家予算・税制改正等に関する要望について回答が示される②

なっている。

しかし、官公需特定品目に指定されている中小企業性の高い品目（印刷）への「競り下げ方式」導入は、体力（価格）勝負の競争を増長することになる。各府省庁が実施すると地方公共団体へも波及し、特に地方の印刷需要は官公庁の仕事が多いため、地域の中小企業から仕事を奪い、雇用の確保や地場産業の育成を妨げることになり、地域経済の疲弊を招きかねない。官公需特定品目に指定されている「印刷」についての「競り下げ方式」の導入には絶対反対である。

### <回答>

競り下げについては平成23年3月から平成25年1月までの間に各府省庁において試行を実施し、平成25年5月に行政改革推進本部事務局にて検証結果を取りまとめました。

検証の結果、競り下げの実施によって価格が下落する場合もあれば上昇する場合もあることなどが確認されたことを踏まえ、ご指摘のとおり、平成25年度以降の競り下げの取扱いについては、各府省庁において個別案件の状況に応じて実施の適否を判断することとしております。

なお、その際には、検証結果報告書にも記載のとおり、調達品目の特性や調達環境を踏まえ、調達価格に与える効果を検討すると共に、競り下げに伴うコスト増加要因や中小企業事業者への影響等に配慮して頂くこととしております（行政改革推進本部事務局）。

### (4) 官公需における最低制限価格制度の導入と低入札価格調査制度の厳格な適用

官公需において、行き過ぎたダンピングが横行している。その要因は業界のモラルにある一方、発注者側が数社から事前に見積もりを入手してその額の6割とか7割、あるいは前年実績額を予定価格にするなど、しっかり予定価格を積算しないことも大きな要因となっている。この方式は予定価格そのものを年々低下させることになり、市場の実態と大きく乖離し、中小印刷業者の経営基盤の弱体化に繋がっている。印刷受注の透明性と競争性の確保を前提に技術力を活かした品質の確保、次世代への専門技能・技術の継承など非価格競争の要因を含めたバランスある制度とし、官公需の目的を効果的に実現するため、最低制限価格制度の導入と著しい低価格入札の防止に向けた低入札価格調査制度を厳格に適用されたい。

なお、地方公共団体では、最低制限価格制度は1道17県しか導入されていない。東京都発注の印刷物入札には「企画提案（プロポーザル）方式」が漸進的に適用される方向にあり、印刷物の性格に応じてこうした価格競争によらない入札方式も国の発注から思考されたい。

### <回答>

最低制限価格制度は、地方公共団体においては、低入札価格調査をすべての地方公共団体において行うことがその能力から制約があるため、採用されたものである。

国においては、そのような制約がなく、また、入札において価格が最も低い者が落札者となるべきところ、価格が低いにも拘わらず入札者を自動的に排除する当該制度を採用する場合、発注者側もそれなりの説明責任を負うことになるところ、これを導入することは困難ではないか。

低入札価格調査制度については、制度の趣旨を踏まえ、その厳正な運用に努めてまいりたい。

国の契約は、契約の目的にかなった履行が確保され、かつ、国にとって有利なものでなければならぬことから、契約相手方の選定を適切に行うため、一般競争方式を原則としているが、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の導入や、随意契約による場合でも、複数の業者から仕様書案や企画書等を提出させるなどしてこれらの内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定する企画競争方式の採用についても取り組んでいきたい（財務省）。

### (5) 中小企業の経営基盤強化に向けた融資・税制措置の拡充

日本経済成長の原動力となる中小企業の活力強化には、企業が持つ経営資源を建設的に発揮できるよう、設備・事業投資意欲を押し上げる資金供給や支援、また税制面での減免等優遇措置などが必要である。中小企業の実体経済の回復、さらなる持続的な成長の推進において、中小企業対策予算を拡大して融資、各種支援措置を拡充すると共に、次の税制措置を取られたい。

①平成23年度法人税改正により、中小法人に対する軽減税率が引き下げられたが、さらに所得額800万円以下を対象に平成27年3月31日まで新たに設定された軽減措置について、適用所得額を引き上げて継続されたい。

## 平成26年度国家予算・税制改正等に関する要望について回答が示される③

②平成23年度法人税改正により、中小法人に対する繰越欠損金は従来どおり100%使用できる上に控除期間が9年まで2年間延長されたが、期間設定を撤廃されたい。

③中小企業者等に対する少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、平成26年3月31日までとなっているが、継続措置を取られたい。

### <回答>

中小企業は地域の経済や雇用を支える重要な存在であり、その活性化に向けて、どのような施策が必要かについて、税制での対応を含め、しっかりと検討してまいりたい。

なお、中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入特例については、平成26年度税制改正において、25年度末とされていた適用期限が2年間延長されることとなっている（経済産業省）。

### (6) 設備投資等の促進を支援する税制の拡充

国内の雇用や地域経済を支える中・小規模事業所が成長力を強化するには、新製品・高付加価値製品の製造、生産性の向上、省エネ、耐震化、システムの効率化を図るための設備投資を推進することが必要であり、それを後押しする即時償却および税額控除等の措置を取られたい。

また、中・小規模事業所の生産性向上に繋がる設備投資意欲を喚起し、設備の新陳代謝を図るため、中小企業投資促進税制について大幅に拡充されたい。

### <回答>

設備投資にかかる税制措置については、「中小企業投資促進税制」を、平成26年度税制改正において、インセンティブがより高く、より広い範囲をカバーする仕組みに拡充することとされている。具体的には、ソフトウェア組込型機械装置など生産性向上に資する設備について、特別償却30%を即時償却（10%）化し、資本金3,000万円以下の小規模な事業者の税額控除割合を7%から10%に引き上げると共に、新たに資本金3,000万円を超える中小企業にも、7%の税額控除を適用する上乗せ措置を創設した（経済産業省）。

### (7) 償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、前向きな設備投資および雇用拡大の阻害要因となっていることから廃止されたい。

### <回答>

償却資産に係る固定資産税の見直しは、数年来の重要な課題。

企業が保有する機械・装置を、固定資産税の課税対象としている国は少なく、赤字であっても前向きな投資を行おうとする企業の足かせとなることから、中小企業も含め産業界の皆様から、見直しを求める声が大きいと認識。

平成26年度税制改正大綱において、引き続き検討するとされたところであり、今後、見直しの実現に向けて尽くしてまいりたい（経済産業省）。

### (8) 事業用資産の承継を促進する税制の拡充

中小企業は雇用の受け皿として重要な役割を担っており、中小企業の円滑な事業承継を促進するために、次の措置を講じられたい。

①事業承継税制について、納税猶予の対象となる発行済議決権株式の総数の3分の2要件を撤廃し、100%とすると共に、非上場株式等に係る相続税の納税猶予割合を100%に引き上げること。

また、後継者死亡時点まで納税が免除されないことから、納税免除を納税猶予開始後5年経過時点とすること。

②中小企業の経営者は事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多く、債権者の承諾なしには処分できずに資産価値として大きな制約を受けている。このため、担保付き個人資産の評価額を一定割合減額する特例措置を創設するなど、法人経営のために担保提供した個人資産の相続税の評価方式を見直すこと。

③取引相場のない株式の評価については、中小企業経営者が経営努力により企業価値を向上させるほど評価額が高くなり、相続税負担が重くなるという弊害が生じている。中小企業庁「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」を踏まえ、財産評価基本通達における取引相場のない株式の評価方法を抜本的に見直すこと。

### <回答>

中小企業経営者の高齢化が進んでおり、中小企業の事業承継の円滑化は喫緊の課題。

平成25年度税制改正において、雇用の8割以上を維持するとの要件についても、5年間毎年8割以上を維持するのではなく、5年間平均で維持すればよい

こととするなど抜本的な見直しを実現することが決定したところ。

本税制は平成27年1月に施行予定であるが、まずは本税制の利用状況や事業者の皆様からの評価を見極めた上で、中小企業・小規模事業者の事業承継の円滑化に全力で取り組んでまいりたい（経済産業省）。

#### (9) 高齢者医療制度の抜本的な見直し

高齢者医療制度への健康保険組合からの納付金は年々増加しているが、保険料率の引き上げは限界を超え、平成24年度の健保財政は、1,431組合のうち、4分の3が赤字となっている。今後も高齢者が増加する中で、現在の制度を続ければ多くの健保組合が解散に追い込まれ、その結果として公費負担が大幅に増えることになる。民間で出来ることは民間に任せるべきであり、健保組合が存続でき、また健保組合の財政健全化のために高齢者医療制度納付金の引き下げや上限枠の設定をされたい。

また、国庫補助のある「協会けんぽ」と国庫補助のない健保組合との不公平な取り扱いを解消し、健康保険事業が健全に運営できる環境を整えられたい。

#### <回答>

我が国の医療保険制度は国保と被用者保険の二本立てで国民皆保険を実現しているが、比較的所得が高く医療費の低い現役世代は、被用者保険に多く加入する一方、退職して所得が下がり医療費が高くなる高齢期になると、国保に加入するといった構造的な課題があり、高齢者の医療費を社会全体で支える観点から次の仕組みを取っている。

- ・ 75歳以上の高齢者について、公費で約5割を、現役世代からの支援金で約4割を賄う。
  - ・ 65歳から74歳の高齢者については、被用者保険と国保の間で保険者間の財政調整を行う。
- また、保険者ごとの拠出負担が過剰とならないよう、次の負担軽減措置を設けている。
- ・ 拠出負担の割合が過大となる部分を全保険者で再配分する。
  - ・ 拠出負担が重く、所得水準が低い保険者に対し、負担の程度に応じて助成を行う。

協会けんぽについては、健康保険組合と比べ財政基盤が脆弱であることから、その財政基盤の安定化を図るため国庫補助を行っているところであるが、高齢化の進展等に伴って医療費が増大する中で、被用者保険者の負担は増加しており、健康保険組合の財政状況についても、全体の8割が単年度赤字であるなど、大変厳しい状況にあると認識している。

こうした状況を踏まえ、プログラム法に基づき、平成27年の法案提出を目指す中で、関係者の意見を聞きながら、後期高齢者支援金の全面総報酬割、高齢者医療の費用負担の在り方等医療保険制度の課題について検討を進めていく（厚生労働省）。

## 2. 東京都予算等に関する要望・回答

### (1) 環境対策の推進について

印刷産業界では、自主基準として一般社団法人日本印刷産業連合会「印刷サービスグリーン基準」を制定し、印刷関連企業の社会的責任の遂行と地球環境保全を推進している。そして本基準を達成した工場・事業所を「グリーンプリンティング（GP）認定」することで、環境配慮製品の普及を推進している。本基準は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の特定調達品目とも整合性を確保するよう配慮されており、GP認定は平成25年3月策定の環境省「プレミアム基準策定ガイドライン」の設定において考慮すべき事項に挙げられ、そのさらなるグリーン化の志向は地方公共団体や民間に波及することも期待されている。

環境保全の一層の推進のために、次の2つの事項を講じられたい。

① 東京都の印刷物発注は、GP認定取得企業を優先されたい。

② GP認定取得の推進のために、助成措置を取られたい。

#### <回答>

① 物品の買入れその他の契約に関して、多数の企業に広く受注機会を与えること、競争性を確保するという基本的考え方があるため、現状においては、グリーンプリンティング（GP）を受けている事業者を直ちに優先的に指名することは難しいと考えています（財務局経理部総務課）。

② 都は、中小企業団体内企業グループや個別企業グループが、エコアクション21を活用した環境経営システム構築等に取り組む場合は、「グループ戦略策定・展開支援事業」により、計画策定及びその実施時に対し中小企業診断士等の専門家派遣を行い、取り組みの実現を支援してまいります（産業労働局商工部経営支援課）。

都は、揮発性有機化合物（VOC）対策の推進を平

## 平成26年度東京都予算等に関する要望について回答が示される②

成 17 年度から実施しており、この中で印刷事業者による排出抑制の取り組みを推進すべく、一般社団法人日本印刷産業連合会と連携して、GP 制度の普及啓発を印刷事業者及び印刷物発注者の双方に対して VOC 対策セミナーの場で実施しております。

また、東京都グリーン購入ガイドにおいて、GP グリーン基準を参考に、環境配慮仕様の充実を進めております。

このほか、GP 認証取得を目指す印刷事業者からの依頼により、東京都 VOC 対策アドバイザーを派遣し、VOC 対策に関するアドバイスを無料で実施しております。

都としては、引き続き業界団体と連携し、GP 制度の活用を図りながら、VOC 排出抑制の取り組みを推進していきます。

都は、平成 22 年 4 月から中小規模事業所向けの制度として地球温暖化対策報告書制度を開始しましたが、これは、中小規模事業者の方々簡単に CO<sub>2</sub> 排出量を把握でき、自ら目標を設定して、都の提示する対策メニューから継続的に省エネ対策を実施できるもので、エネルギー使用量や実際に取り組んだ省エネ対策について、毎年 3 万を超す事業所から報告を頂いています。

また、昨年度、これまで収集した排出データを活用して、テナントビルや商業施設等の業務部門において、事業者が他事業所と CO<sub>2</sub> 排出水準を比較できる自己評価指標としてベンチマークを作成・公表し、省エネ対策のステップアップを促しています。

このほかには、無料の省エネルギー診断や業種別省エネルギー研修会などを実施すると共に、省エネ設備導入に伴い事業税の減免を行う「省エネ促進税制」も行うなど、幅広く中小規模事業所の省エネ対策を支援しています。

都としては、今後も中小規模事業者への支援策をさらに充実させると共に、業界団体等とも連携を図りながら、中小規模事業所における効果的な省エネ対策を一層推進していきます（環境局）。

### (2) メディア・ユニバーサルデザイン (MUD) の採用・普及について

誰もが公平に必要な情報を理解し利用できるようにすることは社会的な責任であり、その中で重要な役割を担う印刷物等メディアにおいて MUD が採用されるよう、次の事項を実施されたい。

①東京都では「福祉のまちづくりを進めるためのユニバーサルデザインガイドライン」を制定し、情

報提供で配慮すべき事項として色彩表現の表記があるが、まだカラーユニバーサルデザインを中心とした内容に留まっているため、デザインや文字も使った誰にも分かる伝達手法として、MUD をガイドラインとして付け加えられたい。

②東京都発注印刷物について MUD を採用されたい。

③より良い社会環境づくりに向け、MUD が積極的に取り込まれるように促進されたい。

### <回答>

①都は、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルにおいて、色覚障害のある人の特性や読みやすい色の組み合わせなどを解説しています（福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課）。

②都が作成する印刷物やホームページ等をだれにも見やすくわかりやすいものとするため、カラーユニバーサルデザインガイドラインを作成し、印刷物等を作成する際に活用するよう、庁内に周知しています（福祉保健局生活福祉部地域福祉支援課）。

③都は、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルについて、ホームページで紹介しているほか、区市町村等の確認申請等の窓口でアドレス等を記載したリーフレットを配布するなど周知を行っています。今後もホームページ上の情報の充実を行うなど周知徹底を図っていきます（福祉保健局生活福祉部地域福祉支援課）。

### (3) 災害時の BCP（事業継続計画）策定への支援について

天変地異などによる社会を揺るがすリスクが高まる中、BCP 策定は非常に重要かつ緊急な課題であるが、中小企業の多い印刷産業ではその実地的な取り組みに具体的なノウハウや資金が十分でない企業が多く、次の対策を取られたい。

①東京都は市区町村と連携して、BCP 策定についての支援を早急に拡充されたい。

②東京都が行っているコンサルタント派遣による BCP 策定支援事業について、支援企業を限定している上に東京都が募集の際に多くの業種に割り振っているが、産業別の事業所数に応じて支援企業数を決

## 平成26年度東京都予算等に関する要望について回答が示される③

める措置を取られたい。

③ BCP の策定・運用に係る経済的な負担に対し、帰宅困難者用備蓄品に対する助成など、多くの中小企業の実態に沿った支援措置を講じられたい。

また、中小企業が地元自治体と連携し作成したBCPに基づき地域防災に資する施設、設備などを整備する場合、必要となる土地の取得資金に対して日本政策金融公庫による融資・金利の優遇措置はあるが、中小企業が自社のためにBCPを策定した場合でも、経済的負担の大きい設備機能の整備費用に対し助成措置を講じられたい。

④ 災害時に備えてのデータのバックアップは極めて重要であり、特に印刷産業にとっては人事・総務や顧客管理だけでなく印刷等事業に係るデータの保全上不可欠で、安全性の確保から社内保管とは別に外部保管するための費用について補助されたい。

### <回答>

① 都は、都内中小企業・中小企業団体等に対し、個別コンサルティング等を実施し、BCP策定支援を行っています。併せて、様々な業種や規模の企業の取組事例を広く紹介し、BCP策定の普及・啓発を図っています。

引き続き、中小企業・団体へのBCP策定支援の推進に努めています（産業労働局商工部経営支援課）。

② 都は、災害時における事業継続や早期復旧への手順を記したBCPの策定支援に取り組んでおり、都の支援によりBCPを策定した企業のうち、建物の耐震化についてモデル的に支援しています（産業労働局商工部経営支援課）。

帰宅困難者対策については、東日本大震災を契機に、国、首都圏自治体、経済団体等からなる首都直下地震帰宅困難者等対策協議会において検討が進められ、自治体や企業など各主体の役割を整理・合意しています。この中で、中小企業を含む企業だけでなく、国、都道府県、市区町村等の官公庁を含む全ての事業者は、自ら従業員用等の備蓄品を3日分用意することとなっています。中小企業の備蓄については、帰宅困難者対策の視点だけではなく、企業の事業継続の視点からも取り組みをお願いします。

なお、平成25年度に、行き場のない帰宅困難者を受け入れる民間事業者を対象に帰宅困難者用の備蓄購入経費を国で1/3、都で1/2補助する支援策等を

実施しています。都は、今後とも、行き場のない帰宅困難者を受け入れる民間事業者の取り組みを支援していきます（総務局総合防災部防災管理課）。

③ 公益財団法人東京都中小企業振興公社では、ワンストップ総合相談窓口を設置し、中小企業診断士をはじめ、各分野の専門家を配し、中小企業の経営に関する様々な相談に対応しています。また、中小企業の要望に応じて、経営等の専門家を現場に派遣する専門家派遣事業を実施しており、経営改善計画の策定から実践まで継続的に支援しています（産業労働局商工部経営支援課）。

### (4) 東京都発注印刷物の入札方法の改善について

東京都発注の印刷物入札についてすべて請負契約になっているが、適正な積算根拠を伴わない過度の低価格な受注や不適格な企業の参入は、品質の低下やコンプライアンスの問題を招く場合があるだけでなく、印刷産業界の健全性を損なうものであることから、その対策として次の方法を講じられたい。

① 予定価格を設定し最低制限価格を設けると共に、低入札価格調査制度の適用を徹底されたい。

② 発注物の性格から目的に合致した企画を提案し、その中から企画・提案能力のある者を選ぶ「企画提案（プロポーザル）方式」が、平成25年度から漸進的に採用される方向にあるが、できる限りこの方式を適用されたい。価格を入札要素に加える場合であっても「総合評価方式」を採用し、上記①を併用されたい。

③ 「企画提案（プロポーザル）方式」、「総合評価方式」の評価ポイントとして、印刷産業界が進める環境保全に係るGP認定及びそれに準ずる制度認定、情報セキュリティに係る認定を加点要素に加えることで、選定性能を引き上げられたい。

### <回答>

① 印刷物の契約については、すべて請負契約として取り扱うこととし、平成18年8月に各局等に周知を図ったところです。

最低制限価格、調査基準価格の適用については、直ちに検討する状況にありませんが、今後とも入札状況等の結果に基づいて適切に対応してまいります（財務局経理部総務課）。

## 平成26年度東京都予算等に関する要望について回答が示される④

②③民間からの技術等に関する提案を募集し、民間の技術等を積極的に活用すると共に、価格だけでなく、価格以外の品質等を高めることを目的として、価格及び品質等を総合的に考慮する必要がある案件については、総合評価方式を導入することは可能です。昨年度、印刷案件で、企画提案方式による入札を1件試行したところであり、試行の検証をし、企画提案方式または総合評価方式の導入や評価項目の内容について検討していきます（財務局経理部総務課）。

### (5) 印刷産業振興対策の充実について

東京の地域経済の活性化において中小企業の活力は不可欠であり、中でもその原動力となる地場産業の印刷産業は都会における情報サービス産業として、またソリューションプロバイダーとして顧客の課題解決型産業の地位を築きつつあり、その産業力を強化し成長を推進していくには、不断の自助努力に加え、支援が必要である。次の施策を講じられたい。

①中小企業対策予算を拡大し、制度融資の充実を図られたい。

②新たな事業・サービスによる付加価値向上には、複数のパートナーと連携して事業展開していくことが重要であり、ビジネスマッチングのためのコラボレーション事業や展示会への助成を図られたい。

③印刷産業では、様々な産業資源を持った地域に密着した新たなビジネスを展開し、それぞれの特色を活かした地域活性化事業が実施されている。中小企業地域資源活用促進法に基づいて、中小企業等が単独または共同で地域資源活用の新商品・新サービスの開発・市場化を行う事業に対して補助金、低利融資等支援施策があるが、地域産業資源の指定拡大により、印刷産業が持つ情報加工技術を活用した地域ブランディング、印刷産業をハブとした地域活性化事業など、地域産業振興事業に対する支援を推進しやすいようにされたい。

### <回答>

①平成26年度においては、経営改善や新たな事業展開の取り組みなど、中小企業の幅広い資金繰りを支援するため、融資目標額を適切に設定すると共に、預託金等の所要額を確保しました（産業労働局金融部金融課）。

②都は、中小企業の新製品開発や新事業展開を後押しするため、産学公金のネットワーク形成や、大手企業とのマッチング事業を実施しております。こうした取り組みを通じて、中小企業の連携活動を支援してまいります（産業労働局商工部創業支援課）。

③都では、中小企業地域資源活用促進法に基づく地域資源を区市町村等と連携して指定し、中小企業の新たな事業計画を後押ししています。

今後も区市町村と連携し、地域産業の強化や創出の核となり得る地域資源の指定に努めていきます。

なお、中小企業が同法に基づく補助金、低利融資等の支援を受けるには、地域産業資源活用計画を作成し、国の認定を受ける必要があります（産業労働局商工部地域産業振興課）。

### (6) 制度融資適用資格の拡大について

東京都の制度融資では、業況が悪化している中小企業者の資金繰りへの支援として「経営セーフ」を設置して、東京都独自の優遇金利、さらに小規模企業に対しては保証料の補助といった措置を取っている。

中小企業の事業活性化において、通常の実業資金融資でも従業員規模に拘わらず優遇金利を適用し、保証料への補助を実施するなど、さらなる東京都独自の優遇措置を取られたい。

### <回答>

都制度融資では、中小企業を取り巻く状況を踏まえて、都独自の優遇措置を行っています。

具体的には、経営環境が悪化している中小企業の資金繰り支援を目的とする「経営セーフ」や、認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画の策定・実行に取り組む中小企業の支援を目的とする「都経営力強化」において、従業員規模に拘わらず最優遇金利を適用しています。

また、信用保証料の補助は、厳しい経営環境にある小規模企業を対象として保証料の1/2の補助を実施しているほか、「企業立地促進融資」や「政策特別融資」では、従業員規模に拘わらず、保証料率の0.2%相当分の補助を行っています。

26年度においても、引き続き、中小企業の資金調達の円滑化に万全を期していきます（産業労働局金融部金融課）。

## 政策要望について東政連会員と東京都議会自由民主党議員との意見交換会を開催

要望事項について東京都の回答に対し改めて考えを出し、また広く会員から直接新たな要望を聞いて、議員連盟議員を通じて都政へ働きかける機会として、4月18日（金）15時より東京都議会自由民主党総会室において、東政連会員27名、自由民主党都議会議員9名が出席して意見交換会を行った。

今回、すでに提示している要望（1）メディア・ユニバーサルデザイン（MUD）の普及、（2）災害時対策への支援に、次の2つの事項を加えて話し合った。

### （3）印刷産業振興対策

①中小企業は地域経済の基盤である。その経営強化、そして経営革新に向けた取り組みにおいて、必ずしも経営指標の読み取りに明るくない中小企業に対し、印刷産業界では自社の置かれた状況を点検・経営診断することを推進し、経営改善計画の策定と今後の戦略の着眼点を示唆している。各企業の実行への取り組みには、業界に精通したコンサルタント等の専門家による相談事業が望まれるので、こうした事業に係る指導に対して助成措置を講じられたい。

②東京都の中小企業の原動力となる地場産業の印刷産業は、都市型情報サービス産業としての地位に留まらず、地域とも密着して地域産業資源を活用した業務展開を図り、またソリューションプロバイダーとして取引先の課題解決型産業の地位を築きつつある。

その産業力を強化し成長を推進していくには、印刷産業界の自助努力に加え、複数のパートナーと連携して事業展開していくことが重要である。こうしたビジネスマッチングのためのコラボレーション事業や展示会の実施を、都内産学公金横断的にワンストップで対応、コーディネートする支援機能を設置されたい。

### （4）中小企業への金融支援

企業が持つ経営資源を建設的に発揮できるよう、設備・事業投資意欲を押し上げる資金供給や支援が必要である。

東京都の制度融資において諸措置が取られているが、新たな事業展開への取り組みに向け、中小企業の事業活性化において通常の事業資金融資でも優遇金利が適用されるよう、幅広い資金支援措置を取られたい。

これら要望に対して宇田川聡史、崎山知尚両都議が代表して、次のとおり意見・提案を出した。



「MUDに関しては、2020東京オリンピック・パラリンピックに向けて採用の価値があるが、強制力を持たせた形で普及させるには今後検討を要する。

災害時対策に関しては、東京都BCP策定支援事業の取り組み枠を増やしていくことになっており、事業所数に見合った取り組みができるよう、支援は個別に対応させたい。

印刷産業振興対策、金融支援に関しては、印刷・関連産業に特化するものでないが、設備投資に対する助成や資金繰りの支援があり、本年度開始する制度もあるものの、これまであまり活用されていない。印刷物発注に係る入札制度の改善にしても、価格重視でない『プロポーザル方式』などを試行したが、業界側の受け入れへの適否が見てこない。これらについては、自由民主党で東京都と研修会の開催を調整するので、認識を深めてもらった上で、改めて意向を示してもらいたい。」

これを受けて、都の関係局説明による、議員連盟議員を交えた研修・意見交換会を6月30日に設定した。

## 平成26・27年度東京都印刷産業政治連盟役員

役職	所属団体名	氏名	社名・団体名
会長	東印工組	森永伸博	(株)伸正社
副会長	東印工組	佐竹一郎	大東印刷工業(株)
副会長	東グラ	野上光之	(株)プリンテック
副会長	日印機協	幅 和弘	(株)ショーワ
副会長	製本工組	大熊茂樹	(株)大熊製本
副会長	GC 東京	永井 徹	(株)ナガイアルテス
幹事長	東印工組	木村篤義	創文印刷工業(株)
副幹事長	東印工組	松村寿夫	明和印刷(株)
副幹事長	東グラ	斉藤 成	東京グラフィックサービス工業会共済会
副幹事長	日印機協	森田 茂	(有)ビッグコム
副幹事長	製本工組	中村健一	(株)NACAMURA
常任幹事	東印工組	白田真人	(株)アドピア
常任幹事	東印工組	橋本唱市	文唱堂印刷(株)
常任幹事	東印工組	池田幸寛	池田印刷(株)
常任幹事	東印工組	瀬田章弘	弘和印刷(株)
常任幹事	東印工組	黒澤文雄	ライオン印刷(株)
常任幹事	東印工組	福田浩志	(株)ウエマツ
常任幹事	東印工組	吉澤和江	(株)太陽堂封筒
常任幹事	東印工組	土屋勝則	音羽印刷(株)
常任幹事	東印工組	小川雅資	小川印刷(株)
常任幹事	東印工組	生井義三	全日本印刷工業組合連合会
常任幹事	東グラ	綿貫勝夫	(株)エンゼル
常任幹事	製本工組	青木英一	(株)松岳社
常任幹事	製本工組	鈴木 博	鈴木製本(有)
常任幹事	製本工組	田中真文	(株)田中紙工
会計幹事	東印工組	真山明夫	真生印刷(株)
会計幹事	製本工組	丸山啓一	(有)丸山裁断製本所
幹事	東印工組	金子雅明	大和総合印刷(株)
幹事	東印工組	中庭藤夫	(株)ナカニワ印刷
幹事	東印工組	白橋明夫	(株)白橋
幹事	東印工組	佐野貞雄	(株)賢工製版
幹事	東印工組	滝澤光正	滝澤新聞印刷(株)

役職	所属団体名	氏名	社名
幹事	東印工組	利根川英二	(株)TONEGAWA
幹事	東印工組	小出 功	郁文印刷(株)
幹事	東印工組	木村恭一	(有)木村商店
幹事	東印工組	伊藤壽彦	(株)長英
幹事	東印工組	江馬健二	(株)イーエムエー
幹事	東印工組	奥 継雄	(株)文星閣
幹事	東印工組	相原伸行	相原印刷(株)
幹事	東印工組	萩原清剛	宝堂印刷(株)
幹事	東印工組	田中 勝	(有)東西印刷
幹事	東印工組	岩村貴成	(株)オフセット岩村
幹事	東印工組	前田賢治	(株)大東美術
幹事	東印工組	渡邊一正	(株)杏林舎
幹事	東印工組	高橋淳一	(株)オフィスサニー
幹事	東印工組	小林英一郎	(株)エイジ
幹事	東印工組	田口和幸	光洋紙器(株)
幹事	東印工組	名取顕一	(有)新星舎印刷所
幹事	東グラ	野田晃司	(株)ジェーピークリエイト
幹事	東グラ	増田光仁	(株)ケイ・エム・アイネットワーク
幹事	東グラ	北村洋一	(有)北村紙店
幹事	東グラ	小林 隆	複写印刷(株)
幹事	東グラ	山下英作	(株)旭洋社
幹事	東グラ	春名敦史	(有)春名製版印刷
幹事	東グラ	高橋禎夫	(株)東美
幹事	東グラ	長谷川貴也	長谷川印刷(株)
幹事	東グラ	武川 優	(株)緑陽社
幹事	製本工組	吉澤 晃	(株)吉澤晃文堂
幹事	製本工組	関島 豊	天竜紙工(株)
幹事	製本工組	山本雅夫	(株)山本製本所
幹事	製本工組	石川博敏	(株)文陽堂
幹事	製本工組	中島誠一	(有)中島製本所
監査	東印工組	伊藤幸次	(株)伊藤印刷所
監査	製本工組	木植信明	(株)三光堂製本

■ 8月にホームページを開設します。URL <http://www.tppu.jp>

■ 計画事業に掲げた都政への要望事項を中心に、会員からの具体的な要望をお待ちしています。

FAX でお寄せください。FAX 03-3551-1642